

設計年月日

令和8年2月12日

業務区分	機械警備業務	業務番号	人権センター業務第1号	積算者	設計者
履行場所	熊本県菊池郡大津町大字杉水地内				
幹線(枝線)名					
処理区分					
令和8年度 業務設計書					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">閲覧用</div>					
業務名 人権啓発福祉センター機械警備業務委託					
履行期間		着手期限	令和8年4月1日		
		完了期限	令和13年3月31日		
業務委託金額		受託者			
備考					





## 委託業務内訳書

番号	項目	詳細	数量	単位	単価	金額	摘要
1	機械警備・監視	機械警備・監視全体	1	月			
2		DXコントローラー・タイプA	1	個			
3		ガスアダプター	1	個			
4		移報アンテナ	1	個			
5		警報ベル	2	個			
6		従来センサー・インターフェイス	4	個			
7		LPガス用センサー(壁用)	1	個			
8		無線通信アダプター	1	個			
9		アナログ回線ユニット	1	個			
10		フェラシユライト	2	個			
11		マグネットセンサー(パールグレー)	4	個			
12		センサー取付具(壁面用)	5	個			
13		操作表示器・タイプA	1	個			
14		パニックボタン	2	個			
15		ツインミラー空間センサー	10	個			
16		ツインミラー空間センサー	3	個			
17		パワーユニット	1	個			
18	月額警備委託料(消費税別)						
19	60ヶ月警備委託料(消費税別)						

# 機械警備業務委託仕様書

- 1 **業務名** 人権啓発福祉センター機械警備業務委託
- 2 **履行場所** 熊本県菊池郡大津町大字杉水地内  
所在地 熊本県菊池郡大津町大字杉水 9 3 2 番地 3  
名称 大津町人権啓発福祉センター
- 3 **委託期間** 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間 長期継続契約）
- 4 **警備業務委託内容（監視項目）**
  - ① 侵入
  - ② 火災（受信盤の信号取り込み）
  - ③ ガス漏れ
  - ④ 非常通報
- 5 **警備方法、方式**

警報装置による機械警備を行い、異常の有無を警備本部において自動的に監視し、警備担当員と連絡を保ち、異常がある時は施錠及びその周辺に異常発生を知らせるとともに、警備担当員を急行させ異常事態の確認を行い施設の安全を図る。

  - ① 機械警備の基準時間は通年とする。
  - ② 機械警備は、隣保館と児童館を個別に操作できるシステムとする。
  - ③ 機械警備のセット、解除はカードタイプ操作とする。
  - ④ カードは、「非接触式：個人登録方式」とする。また、カードは 20 枚とし、紛失した場合の再交付は迅速にできるものとする。
  - ⑤ 警備は立体警戒のできるセンサーとする。
  - ⑥ 侵入、火災、設備、非常通報の警報は 24 時間、管制センターで監視できるものとする。
- 6 **監視方式**

管制センターにおける監視は、委託者の加入回線を利用する（設置の加入回線）。
- 7 **警備体制**
  - ① 緊急時は、管制センターから速やかに管理責任者へ連絡する。
  - ② 管制センターで、異常発生を受信した場合は、25 分以内に当該現場に警備員を到着させるものとする。
  - ③ 警備機器等の異常や故障時には、警備会社が速やかに対応すること。

## 8 守秘義務及び禁止事項

- ① 警備業務に当たり知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約解除及び期間満了後においても同様とする。
- ② 第三者への全面及び部分的業務の再委託を禁止する。

## 9 報告義務

- ① 受託者は、預託された鍵の管理を厳重に行なわなければならない。もし、紛失又は破損した場合、委託業者に報告し現状回復の負担をするものとする。
- ② 異常時の対応及び対処には、その都度、出勤報告書を委託者に提出しなければならない。
- ③ 委託者は、警備に関して、受託者に必要な報告を求めることができる。また、受託者は積極的に協力しなければならない。

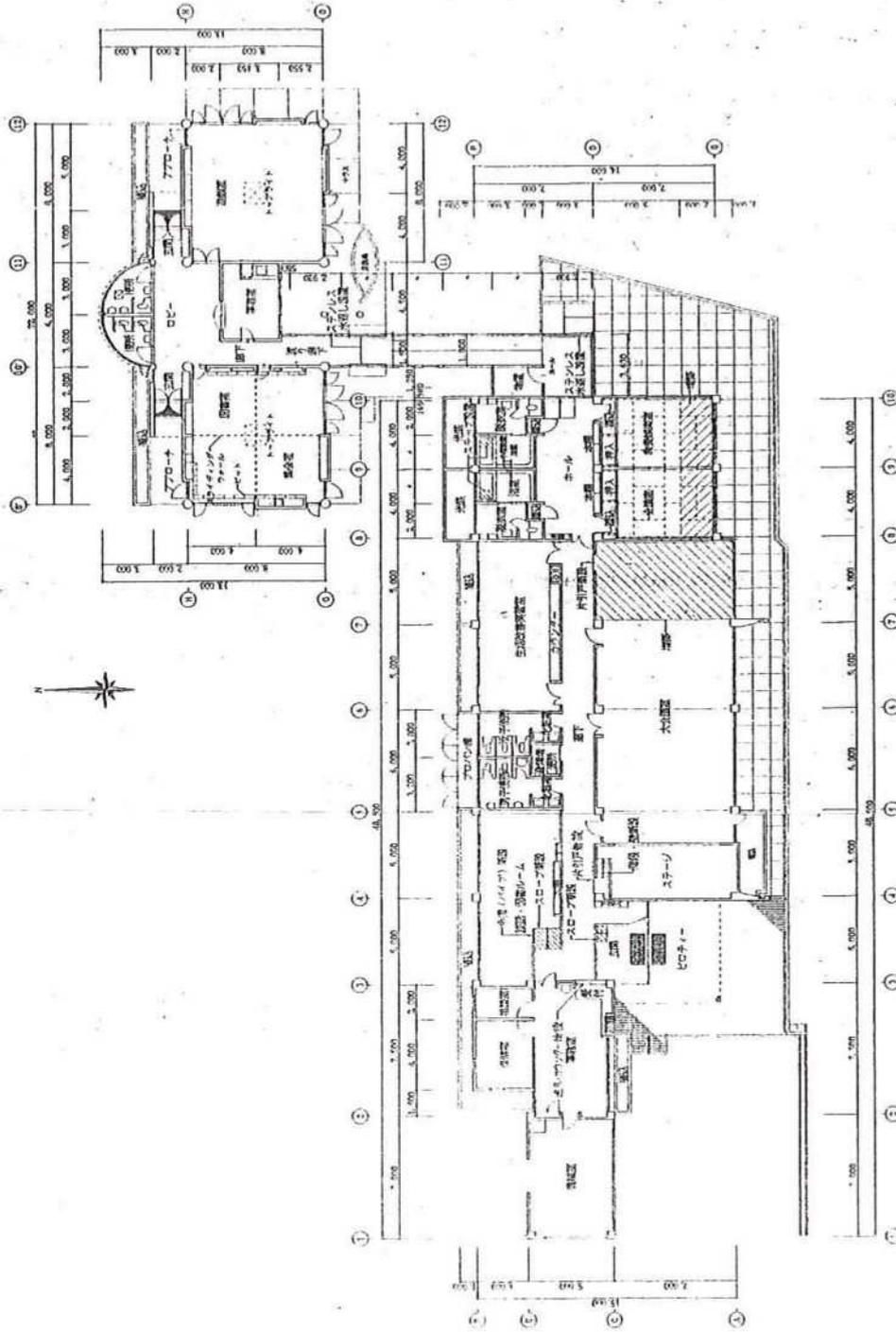
## 10 委託料の支払

委託料の請求は、毎月請求するものとし、その請求時期は請求する警備期間の終了後とする。委託料の支払いは、受託者からの正当な請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に指定の口座に振り込む。

## 11 その他

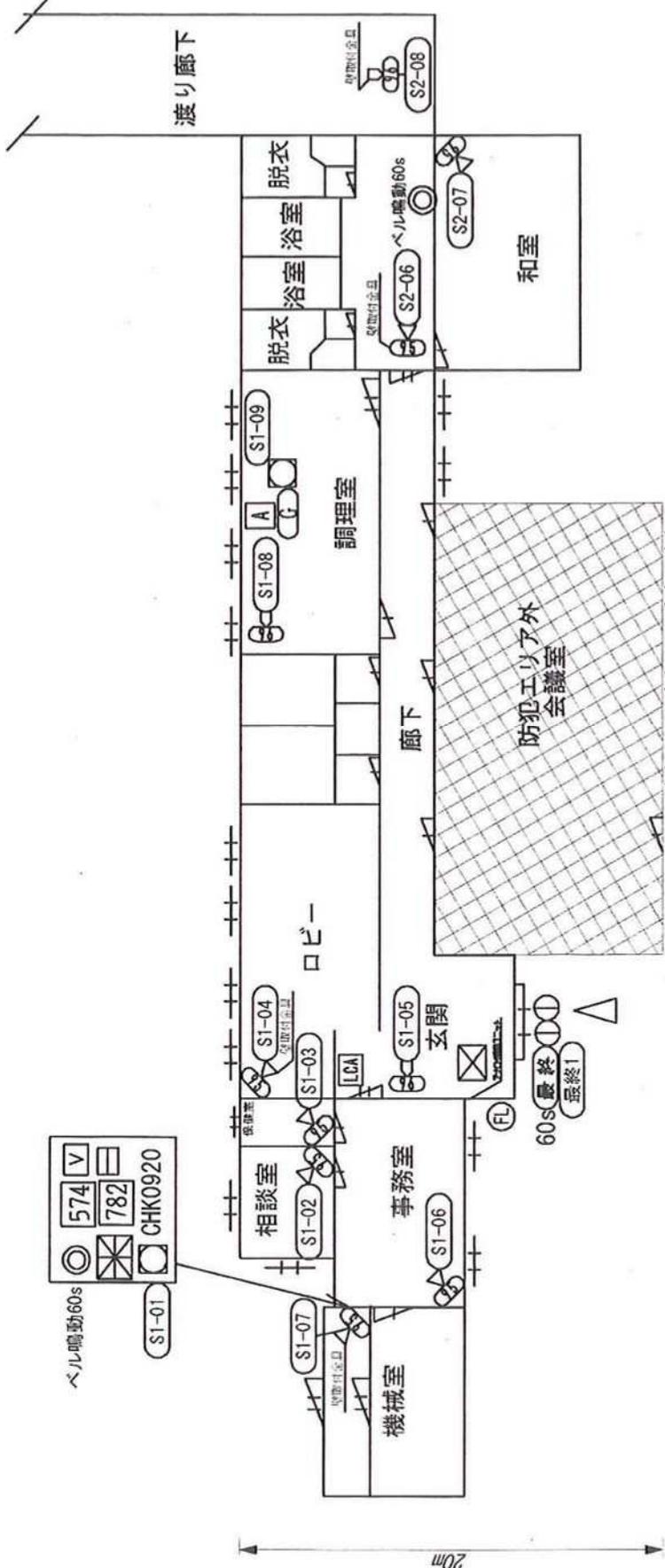
- ① 警備業法の関連法令に準じる。
- ② 管理責任者の要請により、年1回の機器点検等を実施する。
- ③ 職員に対して、機器の使用方法等について説明する。
- ④ 委託業者決定後、この仕様に疑義が生じた場合は、協議できるものとする。
- ⑤ 本契約の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、当該契約を変更し又は解除することができる。

# 人権啓発福祉センター平面図



縮尺 1/200

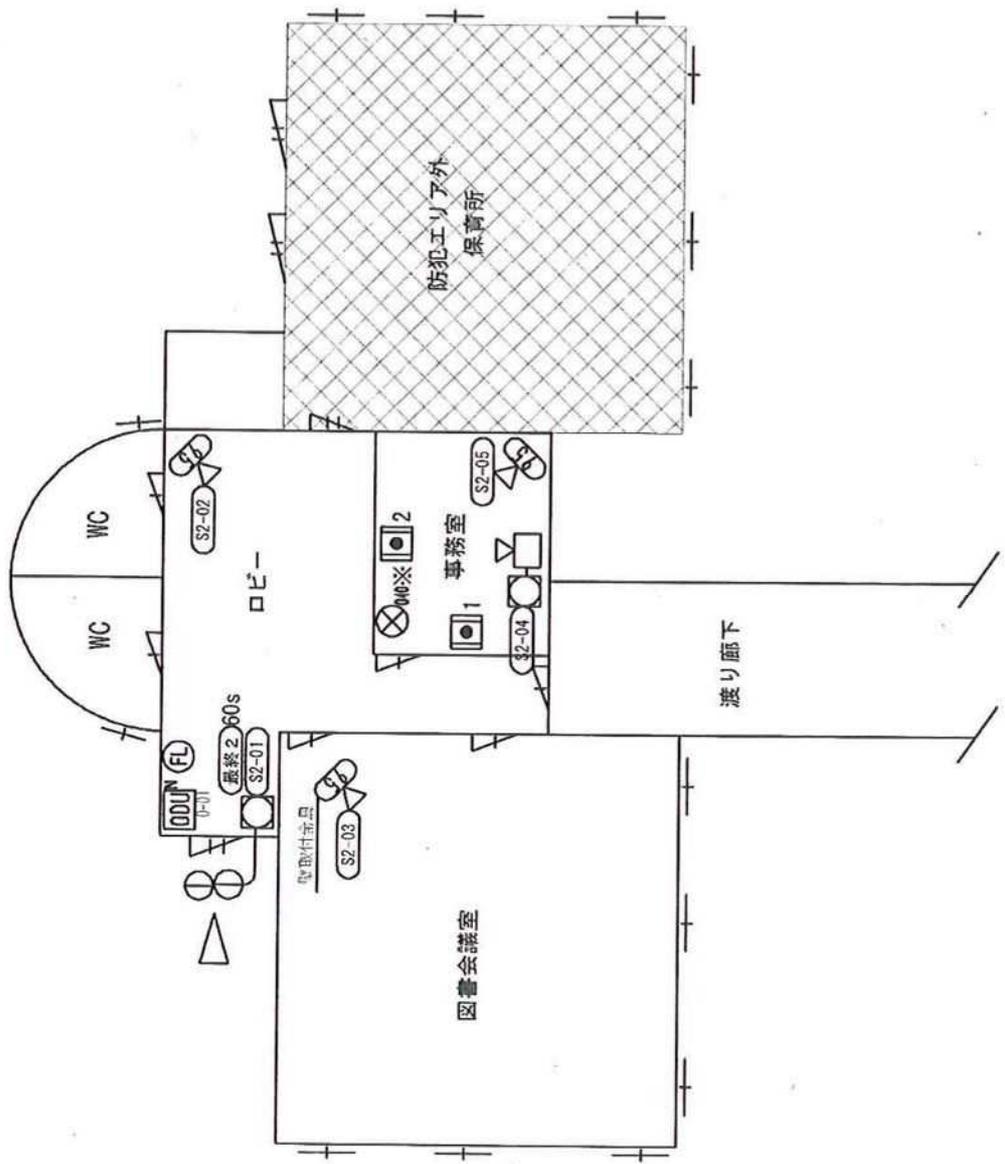
18m



20m

隣保館

22m



13m

児童館